

多機能型事業所 Dear Families 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 Growing together (以下「運営会社」という。) が運営する多機能型事業所 Dear Families (以下「事業所」という。) の児童発達支援と放課後等デイサービス (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために、この事業所が子どもたちにとって輝ける場所となり、通っていたときは本当に楽しかったと感じてもらえるような事業所運営を目指し、子どもたちの個々の力が發揮できるようそれぞれのニーズに合った療育内容を提供する中で、出来ないことを指摘するような表現は避け、褒めることを心がけることでモチベーションの向上に努めるとともに、自然や食・人に触れ、色々な体験を積み重ね、達成感や満足感が個々の自信へ繋がるよう支援提供することを目的とする。また、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、子どもたちが身近な地域で保護者とともに安心して支援を受けられる体制を作り問題解決と地域共生社会の実現を目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所では、子どもたちが輝ける場所として、この事業所に通ってよかったです・通いたいと思えるよう「楽しい気持ち」を大切に、第2の我が家となるような療育活動を目指し、職員一同で協力し合い取り組んで行くものとする。
- 4 子どもたちのやりたいことやれることをたくさん体験し、自然や食・人と触れることで達成感や満足感を感じ、個々の自信に繋がるようサポートするものとする。
- 5 出来ること出来ないこの個々の特性を捉え、子どもたちにとって必要な支援を無理せず総合的にを行い、社会スキルの向上を目指すものとする。
- 6 学校等の連携、医療、保健、相談を含めた支援システムの構築に力を入れ、関係機関との連携を図り情報交換に努めるものとする。
- 7 保護者支援を積極的に行い、家庭のみならず保護者同士の交流の場を設け、いつでも相談しやすい環境を提供するものとする。
- 8 看護師を配置し、医療的ケアが必要な子どもたちを受け入れ、健康面での支援提供にも努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 多機能型事業所 Dear Families
所在地 福岡県粕屋郡篠栗町尾仲619-1
電 話 092-410-2493

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

管理者 1人（常勤・看護師と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

児童発達支援管理責任者 1人（常勤）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 障害児や保護者に対し、その相談に適切に応じると共に、児童発達支援計画作成業務の他、必要な助言、その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(イ) 適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況、課題等を把握し（以下「アセスメント」という。）、その結果に基づき、保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児が安心して日常生活を営むことができるよう適切な支援内容を検討する。

(ウ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者に対して書面にて、同意を得たうえで計画を交付する。

(エ) 計画の実施状況の把握（障害児に対しての継続的なアセスメントを含む）を行うと共に6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

(オ) 職員や親子が集う場でのスタッフに対する技術指導及び助言を行う。

保育士または児童指導員 1人以上（常勤）

- 保育士または児童指導員は、個別支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行うとともに、保護者に対して相談援助を行う。
- 四 機能訓練指導員（理学療法士または作業療法士） 1人（常勤または非常勤）
機能訓練指導員は、個別支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行うとともに、保護者に対して相談援助を行う。
- 五 看護師 1人（常勤・管理者と兼務）
看護師は、個別支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行うとともに、保護者に対して相談援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日：月曜日から土曜日
但し、日曜祝日、お盆（8月13日～15日）・年末年始（12月30日～1月3日）
を除く。

二 営業時間：9：00～18：00

三 サービス提供時間：10：00～17：00

児童発達支援：10：00～14：00

放課後等デイサービス：15：00～17：00

学校休業日及び長期休暇：10：00から16：00

なお、営業日および営業時間は、業務の都合等により変更することがある。

その場合は事前に周知するものとする。

（指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用定員）

第6条 当事業所における利用定員は10人とする。

児童発達支援：利用定員平均5人／日

放課後等デイサービス：利用定員平均5人／日

（指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの対象者）

第7条 当該事業所における主たる対象者は、乳幼児から18歳までの身体障害児・知的障害児（強度行動障がい児含む）・精神障害児（発達障害児含む）・不登校児（引きこもり児童含む）・医療的ケア児（難病患者含む）・重度心身障害児及びその保護者とする。

（指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの内容）

第8条 事業所で行う指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

個別療育 療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

集団療育 療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

健康状態の確認

相談、助言に関するこ

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

その他、利用者の目的を達成するために必要な支援

（利用者負担額等に係る管理と利用者から受領する費用等）

第9条 事業者は、児童発達支援を提供した際は、保護者から、市町村が定める負担額の範囲内において通所利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業者は法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受ける。

3 事業者は第2項の支払いを受ける額の他、次の費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 活動費（教材）等

(2) 食事代等

(3) 前号に掲げるものの他の、事業で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担してもらうことが適當と認められるもの。

4 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、保護者からの同意（記名押印）を得る。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、主に篠栗町・久山町・粕屋町・須恵町または事業所から片道30分圏内とする。

なお、事業の実施地域において福岡市立東福岡特別支援学校並びに古賀特別支援学校も含むものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 障害児が指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を受ける際は、別紙重要事項説明書に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 事業の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

○ 協力医療機関：医療法人やまのファミリークリニック

住所：福岡県篠栗町中央1丁目5-24

院長：山野 秀文

(非常災害対策)

第13条 指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第14条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第16条 管理者は、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

一 採用時研修 採用後3か月以内

二 繼続研修 年6回以上

(衛生管理)

第17条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、提供した事業に関し、法の定めるところにより県又は市町村が行う文書その他の物件の提供、もしくは提示の求め又は当該職員からの質問や物件の調査に応じ協力する。県又は市町村から指導、助言をされた場合は必要な改善を適宜行うものとする。
- 3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

(事故発生時の対応)

第21条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償する。

当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 指定児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和6年10月1日から施行する。
1. この規程は、令和7年7月1日から改訂施行する。